

第38期 事業計画書

自 令和 3年 7月 1日
至 令和 4年 6月 30日

<総務部>

1. 各部の行う事業に協力し、協会業務の円滑な推進を図る。
2. 事務処理を一層工夫する。
3. 各種会議の効率的運営を工夫する。
4. 関係団体との連絡協調に努める。
5. 協会の運営への理解を図るため「理事会報告」を配信する。
6. 広報誌等に寄稿する。
7. 官公署等の担当者や一般の方を対象とした講演会を開催する。 …※ 4
8. ホームページの拡充を図る。
9. 社員の拡大になお一層取り組む。

<経理部>

1. 公益法人会計基準による関係書類の作成および会計事務の円滑化。
2. 公認会計士による外部監査を引き続き実施する。
3. 財務に関する公益認定基準を遵守する。

<指導研修部>

1. 社員の専門的能力向上のための研修会を行う。
2. 官公署の担当職員を対象とした研修会や一般の方を対象とした講演会の企画に協力する。 …※ 4
3. 嘱託登記に関する相談窓口を協会事務局に引き続き常設する。 …※ 4
4. 本年4月1日より施行した「業務処理費用支払いに関する規程」、一部改正した「バックアップ社員及び確約書並びに着手届提出に関する要領」のより周知徹底を図る。

<業務部>

1. パンフレット、ホームページ等を活用し、公益社団法人としての業務啓発活動を継続して行う。
2. 14条地図及び地籍調査促進のための啓発活動を継続して行う。 …※ 1
3. 公共用地境界確定業務アンケート結果を活用し、ニーズに合った公共用地境界確定補助業務を提案することで、公共用地境界確定補助業務促進のための啓発活動を行う。
4. 登記基準点設置のための調査、設置を推進する。 …※ 2
5. 境界標の全点設置を目標とする。 …※ 3
6. 周辺府県及び近畿一円における業務啓発活動を継続して行う。

公益目的事業

不動産に関する権利の明確化推進事業

事業の概要

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
- (2) 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業） …※ 1
- (3) 登記基準点設置事業（自主事業） …※ 2
- (4) 境界標埋設事業（自主事業） …※ 3
- (5) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業） …※ 4